

# 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱

(平成5年3月30日監－1973)

(目 的)

第1条 この要綱は秋田県が発注する測量、設計及び調査の業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の競争入札（以下「入札」という。）について必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(資格審査)

第1条の2 知事は、秋田県が発注する建設コンサルタント業務等の入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）について、別表第3欄に掲げる部門の種類ごとに入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。

2 資格審査は、2年に1回定期に行うものとする。

3 前項に定めるほか、追加の審査を行うことができるものとし、審査基準日及び受付時期等の詳細については別に定めるものとする。

4 次に掲げる者については、資格審査を行わないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(2) 入札参加資格の認定を受けようとする部門（以下「申請部門」という。）が、測量業務に係るものである場合にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を、土木関係建設コンサルタント業務に係るものである場合にあつては、申請部門に係る建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を、建築関係建設コンサルタント業務に係るものである場合にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を、補償コンサルタント業務に係るものである場合にあつては、申請部門に係る補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を、地質調査業務に係るものである場合にあつては、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を、環境調査業務に係るもの（騒音、振動、大気又は水質調査部門に限る。）である場合にあつては、申請部門に係る計量法（平成4

年法律第51号) 第107条の規定による登録を受けていない者

- (3) 申請部門が測量業務に係るものである場合にあっては、測量士又は測量士補を3名以上(うち測量士2名以上)有していない者
- (4) 申請部門(申請部門が測量業務又は建築関係建設コンサルタント業務に係るものである場合にあっては、それぞれの業務に係るいずれかの部門)について、別に定める審査基準日の直前二営業年度において実績のない者
- (5) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められる者
- (6) 県税(地方消費税を含む。)を滞納している者
- (7) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)に加入していない者(適用除外事業所を除く。)又は健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料(以下「社会保険料等」という。)を滞納している者

(申 請)

第2条 知事は、申請者に対し、秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。

- (1) 法令等による登録を受けていることが確認できる書類
- (2) 営業所一覧表
- (3) 測量等実績調書
- (4) 技術者経歴書
- (5) 申請者が法人である場合は審査基準日の属する営業年度の直前1年の営業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人である場合は審査基準日の属する営業年度の直前1年の営業年度における貸借対照表及び損益計算書
- (6) 営業経歴書
- (7) 申請者が法人である場合は商業登記簿謄本
- (8) 入札、契約等の権限を支店長等に委任する場合は委任状及び当該支店等が法令等による要件を満たし、かつ、登録を受けていることを確認できる書類
- (9) 申請者が特例民法法人等であるときには、定款又は寄附行為

(10) 納税証明書

(11) 社会保険料等の納入証明書又はこれに準ずる書類

2 知事は、申請者が次の各号に掲げる者であるときには、当該各号に定める書類を提出させるものとする。

(1) 測量業者（測量法第55条第1項の規定による登録を受けている者をいう。） 次に掲げる書類の写し

- ① 測量法第55条の2の登録申請書
- ② 測量法第55条の7第1項の変更登録の申請書
- ③ 測量法第55条の8の規定により提出すべき書類

(2) 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程第2条第1項に規定する登録簿に登録されている者をいう。） 次に掲げる書類の写し

- ① 建設コンサルタント登録規程第4条第1項の登録申請書
- ② 建設コンサルタント登録規程第7条第1項の現況報告書
- ③ 建設コンサルタント登録規程第8条第1項又は第3項の規定により提出すべき書類

(3) 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程第2条第1項に規定する登録簿に登録されている者をいう。） 次に掲げる書類の写し

- ① 補償コンサルタント登録規程第4条第1項の登録申請書
- ② 補償コンサルタント登録規程第7条第1項の現況報告書
- ③ 補償コンサルタント登録規程第8条第1項又は第3項の規定により提出すべき書類

(4) 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程第2条第1項に規定する登録簿に登録されている者をいう。） 次に掲げる書類の写し

- ① 地質調査業者登録規程第4条第1項の登録申請書
- ② 地質調査業者登録規程第7条第1項の現況報告書
- ③ 地質調査業者登録規程第8条第1項又は第3項の規定により提出すべき書類

（申請書の受付時期及び提出部数等）

第3条 資格審査申請書の受付時期は、別に定める。

- 2 資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数は、1部とする。
- 3 申請書等の提出先は、建設部建設政策課とする。

（資格者名簿への登載）

第4条 知事は、資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められた者（以下「有資格業者」という。）については、資格者名簿に登載するものとする。

- 2 資格者名簿の有効期間は、次期の定期の資格審査の結果に基づき資格者名簿に登載する日の前日までとする。

（入札参加資格の取消し）

第5条 知事は、有資格業者が次のいずれかに該当する場合には、入札参加資格の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第1条の2第4項(1)から(3)まで及び(5)に掲げる要件に該当するに至った者
- (2) 営業を廃止した者
- (3) 虚偽の申請等により入札参加資格の認定を受けた者
- (4) 資格審査に影響を及ぼす重要な事項について申請書等に事実と異なる内容を記載をし、又は記載すべき事実を記載しなかった者
- (5) 入札参加資格の取消しの申出があった者

2 知事は、第7条に基づく必要な届出をしなかった者について、入札参加資格を取り消すことができるものとする。

（資格審査委員会）

第6条 資格審査及び入札参加資格の認定について審議するため、建設コンサルタント業者等資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

- 2 資格審査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 副知事

委員 総務部長、農林水産部長、建設部長及び建設部次長及び委員長が指定した者

(変更届)

第7条 知事は、有資格業者について、(1)から(5)までに掲げる事項に変更があった場合、又は(6)若しくは(7)に掲げる事由に該当する場合は、速やかに、当該有資格業者に対し変更届を提出させるものとする。

- (1) 法令等による登録に係る登録番号及び登録年月日、登録部門（資格者名簿に登録されている部門に限る。）及び営業所
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者又は受任者の氏名
- (4) 住所又は所在地
- (5) 電話番号
- (6) 営業を廃止した場合
- (7) 第1条の2第4項(1)から(3)までに掲げる要件に該当するに至った場合  
(指名の基準)

第8条 指名競争入札を実施する場合には、契約担当者は、別表第3欄に掲げる部門に対応する有資格業者のうちから指名するものとする。

2 前項の規定により指名する有資格業者の数は、5人以上とする。

ただし、特別な技術を要する業務を実施する場合、又は業務の種類、内容、若しくは、地域の建設コンサルタント業者等の能力等を勘案し、これにより難しいと認められる場合は、有効な競争力を確保した指名数を指名するものとする。

3 指名においては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 信用度
- (2) 手持ち業務の状況
- (3) 技術者の保有状況
- (4) 業務の実績
- (5) その他

(条件付き一般競争入札)

第9条 前条の規定は、条件付き一般競争入札について準用する。

2 条件付き一般競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

(入札審査会)

第10条 指名業者の選定その他業務の執行について必要な事項を審議するため、本庁各部署（教育庁及び警察本部を含む。）に部（局）入札審査会を、本庁各課室に課（室）入札審査会を、各地方公所に地方入札審査会を置く。

2 部（局）入札審査会は、予定価格が3千万円未満の業務（第3項及び第4項の業務を除く）及び特に重要な業務について審議する。

3 課（室）入札審査会は、予定価格が5百万円未満の業務（次項の業務を除く）及び特に重要な業務について審議する。

4 地方入札審査会は、再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務について審議する。

(入札審査会の構成)

第11条 部（局）入札審査会の構成は、次のとおりとする。

会長 各部局の長

委員 各部局の次長 関係課長

2 課（室）入札審査会の構成は、次のとおりとする。

会長 各課（室）の長

委員 関係班長及び会長が指定した者

3 地方入札審査会の構成は、次のとおりとする。

会長 各地方公所の長（地域振興局長を除く。）又は地域振興局の各部長

委員 各地方公所の関係課長及び班長並びに会長が指定した者

(入札審査委員会)

第12条 指名業者の選定等について調整を図るため、入札審査委員会を、各地域振興局に地方入札審査委員会を置く。

2 入札審査委員会は、予定価格が3千万円以上の業務及び特に重要な業務について審議する。

3 地方入札審査委員会は、再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務のうち予定価格が2千万円以上の業務及び特に重要な業務について審議する。

(入札審査委員会の構成)

第13条 入札審査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 副知事

委員 総務部長、農林水産部長、建設部長、建設部次長及び関係部長（教育次長及び警察本部長を含む。）並びに委員長が指定した者

2 地方入札審査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 地域振興局長

委員 地域振興局の総務企画部長、建設部長、関係部長及び関係所長並びに委員長が指定した者

(会議の招集)

第14条 第6条（資格審査委員会）、第10条（入札審査会）及び第12条（入札審査委員会）の会議は、各機関の長が必要に応じ招集する。

(指名停止)

第15条 有資格業者に対し指名を停止しようとする場合には、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日監一134）第21条（指名停止）の規定に準じて行うものとする。

(準用規定)

第16条 秋田県建設工事入札制度実施要綱第6条（資格審査結果の通知）、第12条（委員長）並びに第13条（資格審査委員会の会議）第2項及び第3項の規定は、有資格業者又は資格審査委員会について準用する。

(庶務)

第17条 資格審査委員会及び入札審査委員会の庶務は、建設部建設政策課で行う。

2 地方入札審査委員会の庶務は、地域振興局総務企画部総務経理課で行う。

3 課（室）入札審査会、部（局）入札審査会、地方入札審査会の庶務は、当該業務を主管する課室で行う。

(委 任)

第18条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則（平成5年3月30日監—1973）

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日監—3871 一部改正）

この要綱は、平成11年3月30日から施行する。

附 則（平成11年7月30日監—1491 一部改正）

この要綱は、平成11年7月30日から施行する。

附 則（平成12年5月1日建管—333 一部改正）

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日建管—2795 一部改正）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月9日建管—723 一部改正）

この要綱は、平成15年6月9日から施行する。

附 則（平成17年4月28日建管—382 一部改正）

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成17年5月9日建管—348 一部改正）

この要綱は、平成17年5月9日から施行する。

附 則（平成17年7月22日建管—913 一部改正）

この要綱は、平成17年7月22日から施行する。

附 則（平成18年3月31日建管—2581 一部改正）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日建管—1307 一部改正）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月17日建管—2461 一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日建管—2568 一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月21日建管—2486 一部改正）

1 この要綱は、平成21年2月1日から施行する。



- 2 この改正による改正後の規定は、平成21年5月1日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用期日前に行う審査については、なお、従前の例による。

附 則（平成22年3月4日建管－2442 一部改正）

- 1 この要綱は、平成22年3月4日から施行する。

附 則（平成23年1月17日建管－1864 一部改正）

- 1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

- 2 この改正による改正後の規定は、平成23年5月1日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用期日前に行う審査については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月28日建管－2347 一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日建管－2349 一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日技管－908 一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月21日技管－602 一部改正）

- 1 この要綱は、平成28年11月21日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監－1973）第1条第4項第1号及び第7号並びに第2条第1項第11号の規定は、平成29年5月1日から適用する入札参加資格の資格審査から適用し、入札参加資格の適用期日が同日前であるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年7月13日技管－308 一部改正）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

別表

| 第1欄（業務の種類）          | 第2欄（業務の概要）                                                                                                 | 第3欄（部門の種類）                                                                                                                           |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測量業務                | 土地の測量（地図の調製及び測量用写真の撮影を含む。）を行う業務                                                                            | 測量一般、地図の調製、航空測量                                                                                                                      |
| 土木関係建設<br>コンサルタント業務 | 土木に関する工事の設計若しくは土木に関する調査、企画、立案、若しくは助言を行う業務                                                                  | 河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子 |
| 建築関係建設<br>コンサルタント業務 | 建築に関する工事の設計及び監理若しくは建築に関する工事に関する調査、企画、立案、若しくは助言を行う業務                                                        | 建築一般、建築構造、建築設備                                                                                                                       |
| 補償<br>コンサルタント業務     | 公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関する業務                                                                 | 土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償                                                                                          |
| 地質調査業務              | 地質又は土質について調査、計測、解析、判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築等の工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務 | 地質調査                                                                                                                                 |
| 環境調査業務              | 環境全般について調査、計測、解析、判定を行う業務                                                                                   | 騒音調査、振動調査、大気調査、日照調査、電波調査、水質調査、土壌調査                                                                                                   |